

桂川町農業委員会第8回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後2時00分
- 2 開催場所 桂川町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 10名

正議長	藤春 郁夫	5	藤川 房信	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司	6	高嶋 征敏	11	久保 正隆
1	池部 稔	7	山邊 俊明	12	金田 幸久
2	野上伸太郎			13	平塚 重義
3	竹本 貞男	9	中嶋 和幸	14	樋口 重徳
4	林 英明				

- 4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1) 議案 第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (2) 議案 第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案 第24号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4) 報告事項 第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉
書記 原田 海世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和5年度第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>只今より令和5年度第8回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。8番 神崎宏昭委員 10番 原中壽委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を1番 池部稔委員、9番 中嶋和幸委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について議案に供します。担当地区の平塚委員より説明をお願いいたします。</p>
平塚委員	<p>ご報告いたします。今回の申請地については11月9日 農業委員会事務局の原田氏立ち合いのもと現地確認を行いました。申請者 ○○氏が施設栽培を行うため、農地転用許可申請なされております。地元の水利組合との協議も行われ同意が得られましたので特に問題はないと判断しております。皆様の審議の程 よろしく願いいたします。本人も非常に力を入れておりますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。</p>

林 委 員 | ハウスは元々、この方の所有ですか。

事 務 局 | 今 利用権で〇〇さんの田を借りている状況です。来年度に売買で取得するという事で、将来的には〇〇さんの土地になる予定です。

議 長 | この案件に関しては、先月の集積計画の中で出ております。此处で先ほど現地確認したときに、段差については、表土を剥いで下の土地に移動するという事です。

高 嶋 委 員 | 客土するより費用が掛かりません。暗渠はつぶさないようにはしていますという事でした。役場に凶面は無かったので『地元の人に確認したほうがいいです』と言っています。『全部の繋がりがある暗渠があるか確認してください』とも言っています。

林 委 員 | 鉦害復旧で何十年も経っているので、暗渠自体不用のようです。

議 長 | アドバイス等があれば、よろしく願いいたします。
他にみなさんの方から、ありませんか。
それでは採決いたします。議案第 2 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

議 長 | (全員賛成)
全員賛成ですので、議案第 2 2 号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の中嶋委員より説明をお願いいたします。

中 嶋 委 員 | ご報告いたします。今回の申請地につきましては、1 1 月 8 日に農業委員会事務局の小金丸局長 原田氏書記の立会のもと現地確認を行いました。申請者の〇〇氏が戸建住宅として利用する為、農地の転用許可申請が出されております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られており、特に問題はないと判断しております。皆様のご審議の程、よろしく願いいたします

議 長 | ありがとうございます。続きまして事務局より説明をお願いします。

事 務 局 | 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。

事務局 10ページの計画平面図をご覧ください。車が止まっている方に水路がございます。此処は用水となっております。用水の水の権利者は寿命地区という事で池部委員が担当で、『此処に側溝の蓋だけする分には問題ない』という回答を水利組合の方から頂いております。水の権利者は寿命地区ですが、側溝そのものについては、豆田地区という事で、開発協議の時は、豆田の水利組合の方からの蓋の許可がいると思われま

議長 何か質問等はございませんか。

事務局 ○○さんが糟屋郡という事ですが、奥様のご親戚が桂川町におられるという事で、糟屋の方から桂川町に引っ越されて自宅を建てられたいという事です。

議長 他は、ありませんか。よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして議案第24号桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。関連がありますので報告事項 第5号農地法第18条第6項の規定による届出についても併せて説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 【議案書に基づき説明】
事務局より補足説明です。17ページ 借手の○○さんにつきましては営農を縮小していきたいとの要望があり合意解約になりました。その後、13ページ⑩番、○○さんに作って頂くという事になっております。

議長 ありがとうございます。これより質疑応答に入ります。質問、ご意見等はございますか。

林 委 員 坂口というのは、どの辺だったでしょうか。

高 嶋 委 員 サニー木工があった裏側の道の通りです。

議 長 13ページの〇〇ですが、63町というのは、桂川町の中だけの土地を表示しています。他には何かありますか。無ければ採決いたします。議案第24号 桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、その他事項を事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

- (1) 意見交換会、忘年会について
- (2) 福岡県農業委員会研修大会
- (3) 地域ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会について
- (4) 幹旋要望について

次回の農業委員会は12月5日(火)に行います
以上を持ちまして桂川町農業委員会第8回終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

